山形ロイヤル病院 訪問リハビリテーション事業運営規程

令和 6 年 4 月 1 日 現在

(事業の目的)

第 1 条

医療法人財団明理会が開設する山形ロイヤル病院が行う訪問リハビリテーション事業所(「介護予防訪問リハビリテーション」含む以下同様)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、リハビリテーションの従事者が計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態または要支援状態にある利用者宅に訪問し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことや、社会参加が出来るよう、心身機能の維持・向上を図ることと、利用者家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 1 事業所において提供する訪問リハビリテーションは、介護保険法並びに関係する 厚労省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。なお、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。
- 3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切なリハビリテーション技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 利用者に適切なサービスが提供できるように居宅介護支援事業者や関係市町村、 地域の保健・医療・福祉サービス等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提 供に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院
- (2) 所在地 山形県東根市大森二丁目3番6号

(職員の職種、員数および職務内容)

第 4 条

事業に従事する職員の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
 - 管理者は、事業所職員の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 名以上 理学療法士等は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能減退の防止および改善を図るために有効な療法を行う。

(営業日および営業時間)

第 5 条

事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日(祝祭日を除く)

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

(訪問リハビリテーションの内容)

第 6 条

理学療法士等が利用者の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、利用者がより自立した日常生活を営むことが出来るように、身体面では関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では知的能力の維持・改善等を目的にサービス提供を行う。

訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

(1) バイタルサイン 血圧、脈拍等測定を行う。

(2) リハビリテーション 心身の機能の維持回復に努める。

(3) 指導 利用者またはその家族等の介護者対し、日常生活

での注意点・改善点等のアドバイスを行う。

(訪問リハビリテーション計画の作成等)

第 7 条 1 訪問リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に訪問リハビリテーション計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問計画を作成する。

- 2 訪問リハビリテーション計画の作成、変更の際は、利用者またはその家族に対し、 当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、訪問リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供すると ともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(訪問リハビリテーションの利用料等)

第 8 条 1

事業所が提供する訪問リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準の額とし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである場合は、介護保険告示上の額のうち、各利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

また、実施地域を超えて訪問リハビリテーションを行った場合の交通費については、 別に定める料金表により支払いを受ける。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に 書面で説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。 東根市、天童市、村山市、河北町

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第 10 条 1 訪問リハビリテーションを休む場合は、利用日前日または当日午前9時までに事業所へ連絡をする。
 - 2 訪問リハビリテーションを利用するには、当院担当医の診察が必要である。 診察を経て、担当医がリハビリテーション指示書を作成し、その後訪問リハビリテーションサービスの提供が開始となる。

診察の頻度は、基本的に3ヶ月に1回となるが、利用者の病態に応じて診察の頻度も変わる。また、それに伴い医療費が発生する。診察の際には、医療保険証の提示を求める。

(サービス提供記録の記載と開示)

- 第 11 条 1 訪問リハビリテーションを提供した際には、その提供日および内容、当該訪問リハビリテーションについて、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な事項を記録する。
 - 2 サービス提供記録の開示請求を受けた場合は、開示する。但し、開示請求可能な 者は、本人または法定代理人もしくは任意代理人とする。

(苦情処理)

第 12 条 提供した訪問リハビリテーションに関する利用者またはその家族からの苦情を処理するための体制を確立する。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には協議をし、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 14 条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条

訪問リハビリテーションの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、リハビリテーションを中止し家族へ連絡する。

(個人情報の保護)

- 第 16 条 1
- 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を尊守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護 サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供 については必要に応じ利用者またはその代理人および利用者家族の同意を得る ものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 事業所は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等)

第 18 条

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し保管する。

(業務継続計画の策定等)

1

- 第 19 条
- 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。

(就業環境の確保)

第 20 条

事業所は、適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 21 条 1
 - 1 訪問リハビリテーション事業者は、職員の資質向上を図るため研修の機会を確保する。
 - 2 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を 雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人財団明理会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、 令和 5 年 6 月 1 日 施行する。

令和 5 年 7 月 24 日 一部改正

令和 5 年 8 月 1 日 一部改正

令和 6 年 1 月 1 日 一部改正

令和 6 年 3 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正